

# 事務所通信

平成25年春号

こんにちは、立川です。  
いつもありがとうございます。

平成25年度税制改正大綱（改正案）が、平成25年1月の終りに発表となりました。  
今回は、このうち、相続税、贈与税に関するものをまとめました。

## 1. 相続税の課税強化

**相続税が課税強化となります。平成27年1月1日からの相続に適用されます。**

(1) 相続税の基礎控除が引き下げられます。

現行： 5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

改正： 3,000万円+600万円×法定相続人の数

(2) 税率がアップされます。

現行	税率
1,000万円以下の金額	10%
3,000万円以下の金額	15%
5,000万円以下の金額	20%
1億円以下の金額	30%
3億円以下の金額	40%
—	—
3億円超の金額	50%
—	—

改正案	税率
1,000万円以下の金額	10%
3,000万円以下の金額	15%
5,000万円以下の金額	20%
1億円以下の金額	30%
2億円以下の金額	40%
3億円以下の金額	45%
6億円以下の金額	50%
6億円超の金額	55%

(3) 死亡保険金の非課税枠が、見直されるという改正案が、以前出ていました。

**死亡保険金の非課税枠は、現行どおり、【500万円×法定相続人の数】で、今回は変更ございません。**

相続が発生しますと、その時点で被相続人（お亡くなりになった方）の銀行預金は、すぐに引き出せなくなります。死亡保険金は、保険会社に請求すると、すみやかに死亡保険金の受取人の口座に振り込まれます。

非課税枠の現状維持は、課税強化の中でも朗報といえると思われま

## 2. 小規模宅地等についての相続税の評価額の緩和

**小規模宅地等についての相続税の財産評価の計算上、評価額が緩和されます。**

(1) 小規模宅地等とは、被相続人の所有している土地を、利用状況により

- ① 事業用の土地
- ② 不動産貸付用の土地
- ③ 居住用の土地

の3つに区分します。そして、所定の条件のもとに、これらの区分ごとに従って、所定の面積まで、相続税の財産評価の計算上、土地の評価額を減額できる制度です。(単に更地である場合には、土地の評価額を減額できる規定はありません)

- ① 事業用の土地は、400㎡まで、80%を評価減額できる。
- ② 不動産貸付用の土地は、200㎡まで、50%を評価減額できる。
- ③ 居住用の土地は、240㎡まで、80%を評価減額できる。

(2) 今回の改正で、特定の居住用の土地の減額面積を330㎡までの部分に拡大されます。この改正は、平成27年1月1日からの相続に適用されます。

(3) 現行では、上記の①事業用の土地と②居住用の土地を被相続人が、両方とも所有していた場合には、それぞれの面積まで選択適用しか認められていません。

今回の改正では、評価減額の対象として選択する土地のすべてが、特定の事業用土地、特定の居住用の土地である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能となります。

この改正は、平成27年1月1日からの相続に適用されます。

(4) 二世帯住宅で内階段のないものは、居住用の土地の評価額の減額が認められていません。

今回の改正で、一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人、その親族が各独立部分に居住していた場合には、その部分について土地の評価額の減額ができることとなります。

この改正は、平成26年1月1日からの相続に適用されます。

(5) 老人ホームに入所したことにより、被相続人が居住用として利用しなくなった土地については、居住用の土地の評価額の減額が認められていません。

今回の改正で、2つの条件を満たせば土地の評価額の減額ができることとなります。

この改正は、平成26年1月1日からの相続に適用されます。

条件1 被相続人に介護が必要なため入所したものであること

条件2 その家屋が貸付用のものでないこと

### 3. 贈与税の税率構造が変わります

(1) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

現 行	税率
200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%
—	
1,000万円超の金額	50%
—	

改 正 案	税率
200万円以下の金額	10%
400万円以下の金額	15%
600万円以下の金額	20%
1,000万円以下の金額	30%
1,500万円以下の金額	40%
3,000万円以下の金額	45%
4,500万円以下の金額	50%
4,500万円超の金額	55%

(2) 上記以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

現 行	税率
200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%
—	
1,000万円超の金額	50%
—	

改 正 案	税率
200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%
1,500万円以下の金額	45%
3,000万円以下の金額	50%
3,500万円超の金額	55%

上記(1)(2)の改正は、平成27年1月1日からの贈与に適用されます。

### 4. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

両親や祖父母(贈与者)が、子や孫(受贈者)名義の口座を開設し、教育資金に充てるために一括して金贈与した場合には、その拠出資金については、子や孫ごとに一定の金額まで、贈与税が課税されないこととなります。

この制度の概要は、次のとおりです。

- (1) 受贈者は、30歳未満の者に限定されます。
- (2) 贈与者は、直系尊属、つまり、祖父母、父母などです。
- (3) 金銭の拠出方法は、金融機関に信託をすることが条件となります。  
具体的には、信託銀行や信託免許のある銀行や信託会社に、所定の手続きが必要になると思われます。
- (4) 非課税金額は、受贈者1人につき学校については1,500万円、学校以外については500万円です。
- (5) この非課税制度は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までに拠出されるものに限られます。
- (6) 教育資金の範囲ですが、現時点では、次のように規定されています。
  - ① 学校等に支払われる入学金その他の金銭
  - ② 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの
- (7) 教育資金の支払をした書類は、信託先の金融機関に提出することとなります。
- (8) 受贈者が30歳になった時に、非課税拠出金額が残っている場合には、その30歳の時点で、残額に対して贈与税が課税されます。

(代表 立川 勝一)